

袋井市地域公共交通計画の一部改訂について

公共交通の補助金であるフィーダー補助（国庫補助）については、令和 2 年11月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が改正され、地域公共交通計画の作成及び計画における補助系統等の位置付けが補助要件となりました。

このため、令和 5 年度の地域公共交通会議（第 2 回：令和 5 年10月23日、第 3 回：令和 5 年12月25日）において、修正についてお諮りし、今回、最終案として提出するものです。修正箇所については、次のとおりです。

ページ数	修正項目	修正内容
P 11	各移動手段の位置づけ	『 <u>一般乗用タクシー</u> 』を追加 ・ 市内全域への移動手段として位置付け ・ 上記の公共交通では対応できない目的地や時間帯の移動手段として確保 ※平日かつ日中の時間帯には、地区タクシーの運行手段としても活用
P 13～14	地域公共交通における位置付け・役割	【系統】袋井駅・中東遠総合医療センター線、袋井東地区タクシーに、『 <u>軸となる幹線</u> …接続』を追加
P 15	地域公共交通確保維持事業の必要性	袋井東地区タクシーの内容を明記 「路線定期運行やデマンドタクシーでは輸送が困難であるため、当該地域では一般乗用タクシーを活用するもので、…」
P 29	地域公共交通確保維持事業に係る実施主体の概要	袋井東地区タクシーの運行態様を「区域運行」から『 <u>乗用タクシーによる運行</u> 』に修正 ⇒ 試験運行から本格運行への移行に伴い、運行態様が正式に決定
P 30～31	数値目標の設定	経年の実績及び袋井東地区タクシーの数値を見込み、数値目標を修正
P 32	路線バス等の年間利用回数	コロナ禍から回復傾向にあるが、今後の利用見込みも踏まえ、 <u>321,000人に修正</u>
P 36～37	公共交通による財政負担額	市民生活に欠かせない路線バスの持続可能な運行のための人材確保、近年の物価高騰など影響を踏まえ、 <u>令和 7 年度の目標数値を、100,000千円に修正</u>
P 38～39	市内路線バス等の収支差	運行内容の見直し等による経費節減や運賃改定も視野に入れ、 <u>令和 7 年度の目標数値を、路線バス：160,000千円、自主運行バス等：48,000千円に修正</u>

